別表第１（第２条関係）

補助対象事業	市内に整備する新設農業用ハウス施設に関する事業
補助対象経費	１　次に掲げる全ての要件に該当し、かつ、市内に整備する農業用ハウス施設等の建て替えを含む新設に要する経費。 ⑴　農業用ハウス施設は、自己所有農地又は農地法（昭和２７年法律第２２９号）、農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）等による公的な手続により貸借された土地に整備されること。 ⑵　農産物の販売を目的として使用するための施設であること。 ⑶　農業用ハウス施設本体及び本体工事と一体的に整備を行う必要のある附帯設備並びに整備する土地の造成費に係る経費のうち、市長が認める経費であること。なお、中古資材を用いた場合も対象とする。ただし、消耗品及び農業経営以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものは対象外とする。 ⑷　農業用ハウス施設を自己施工するときは、その資材購入費。ただし、申請者若しくは申請者と同一世帯の者による施工又は申請者が農業経営する事業所による施工に伴う工賃及び人件費は、補助の対象としない。 ⑸　農業用ハウス施設等の整備に係る経費が１００万円以上となること。
補助金の額	補助対象経費の１０パーセント以内で予算で定める額とし、その額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。なお、１補助事業者について４００万円を限度額とする。

別表第２（第２条関係）

補助対象事業	売買又は貸借を行い、新たに取得する市内の農業用ハウス施設に関する事業
補助対象経費	１　次に掲げる全ての要件に該当し、かつ、売買又は貸借を行い、新たに取得する市内の農業用ハウス施設等の修繕に要する経費。 ⑴　農業用ハウス施設は、農地法、農業経営基盤強化促進法、農地中間管理事業の推進に関する法律等による公的な手続により売買又は貸借された土地に設置されていること。ただし、土地の売買又は貸借が、蒲郡市農業委員会が作成する農家台帳において世帯員となっている者の間で行われるものは対象外とする。 ⑵　農産物の販売を目的として使用するための施設であること。 ⑶　農業用ハウス施設本体の修繕と一体的に整備を行う附帯設備並びに整備する土地の造成費に係る経費のうち、市長が認める経費であること。なお、中古資材を用いた場合も対象とする。ただし、消耗品及び農業経営以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものは対象外とする。 ⑷　農業用ハウス施設本体等の修繕を自己施工するときは、その資材購入費。ただし、申請者若しくは申請者と同一世帯の者による施工又は申請者が農業経営する事業所による施工に伴う工賃及び人件費は、補助の対象としない。 ⑸　農業用ハウス施設等の修繕に係る経費が１００万円以上となること。
補助金の額	補助対象経費の５パーセント以内で予算で定める額とし、その額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。なお、１補助事業者について４００万円を限度額とする。